

【近未来技術・サンドボックス分野】規制改革事項について

1. 国家戦略特区

<特例措置>

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
特定実験試験局	電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮 電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則「即日」で行う。	2016年 1月 通達	仙北市
近未来技術実証ワンストップ	自動車の自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置 自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。	2017年 6月 特区法成立	東京都、愛知県
地域限定型 規制のサンドボックス	地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機(ドローン)等の迅速・円滑な実証実験(4) 自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験において、国・自治体・事業者の三者が一体となって区域計画を作成し、認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものとみなすことなどとする特例措置を講じる。	2020年 5月 特区法成立	-